

令和6年度 平塚市営住宅の募集要項

■ 募集日程 ■

	『募集のしおり』配布及び募集受付期間	抽選日	入居説明会	入居予定日
5月募集	令和6年5月8日(水)から 令和6年5月22日(水)まで	令和6年 6月10日(月)	令和6年 8月1日(木)	令和6年 9月1日(日)
11月募集	令和6年11月1日(金)から 令和6年11月15日(金)まで	令和6年 12月4日(水)	令和7年 2月3日(月)	令和7年 3月1日(土)
配布場所	東急コミュニティー平塚市営住宅サービスセンター、市役所(1階 受付案内、6階 建築住宅課)、駅前市民窓口センター、各公民館			

※ 日程等は変更する場合があります。「広報ひらつか」及び「募集のしおり」で御確認ください。

■ 申込資格 ■

一般世帯の申込資格

次の(1)～(8)までの全てを満たすこと

- (1) 申込者が成人であること(婚姻している未成年を含む。)
- (2) 夫婦(婚約者、事実婚及び平塚市パートナーシップ宣誓制度の宣誓者を含む。)、または、親子を主体とした家族であること
- (3) 1年以上引き続き平塚市内に住民登録をしていること
- (4) 世帯の月収額が基準内であること(原則階層「15万8000円以下」、裁量階層「21万4000円以下」)
- (5) 住宅困窮理由があること(次の(ア)～(ク)のいずれかに該当していること)
 - (ア) 住宅用でない建物に住んでいる
 - (イ) 他の世帯(親族ではない人、及び申込者または同居しようとする親族からみて1親等以外の親族)と炊事場又は便所を共同使用している
 - (ウ) 部屋が狭く、基準とする居住面積以下である
 - (エ) 申込者の家賃負担額が収入基準額の30%以上である
 - (オ) 住宅がないため親族と同居できない
 - (カ) 婚約中・離婚予定で、その後の住宅がない
 - (キ) 家主から正当な立ち退き請求を受けている
 - (ク) その他の理由(例、自宅が競売、DV被害を受けている。)で現に住宅に困っている
- (6) 市・県民税その他の賦課徴収しているもの(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、軽自動車税、固定資産税、介護保険料、下水道使用料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料等。延滞金も含む。)の滞納がないこと
- (7) 申込者または同居しようとする親族が、住宅(持ち家)や土地を所有していないこと
- (8) 申込者または同居しようとする親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

単身世帯の申込資格

「一般世帯の申込資格」のうち(2)を除く全てを満たし、次の(ア)～(ク)のいずれか1つに該当すること

- (ア) 年齢が60歳以上
- (イ) 障がい者
- (ウ) 戦傷病者
- (エ) 原爆被爆者
- (オ) 生活保護受給者、または、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている方
- (カ) 海外引揚者
- (キ) ハンセン病療養所入所者等
- (ク) 配偶者等からの暴力による被害者

- 福島復興再生特別措置法に伴う避難指示区域の居住制限者
- 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(子ども被災者支援法)に基づき支援対象避難者の方は、申込資格に優遇措置がありますので、下記へお問い合わせください。

〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 都市整備部 建築住宅課住宅管理担当
TEL:0463-21-8784(直通)

住宅の間取り

①虹ヶ浜・③虹ヶ浜東
⑥田村宮の前(2.3.5号棟)



②虹ヶ浜西(1号棟)



②虹ヶ浜西(2号棟)
1～4号室

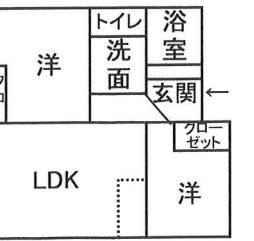


②虹ヶ浜西(2号棟)
5～8号室

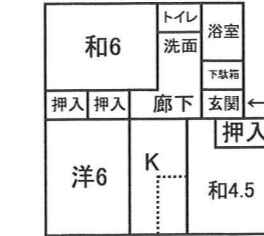


③虹ヶ浜東

【子育て世帯用住宅】



④龍城ヶ丘
⑥田村宮の前(1・4号棟)



⑤東中原
(1・2・4～10、12～14、16号棟)



⑤東中原
(3・11・15号棟)



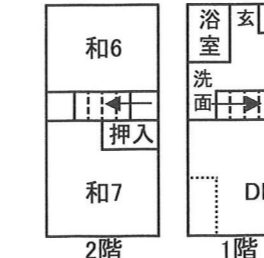
⑥田村宮の前
【車椅子用住宅】



⑥田村宮の前
【子育て世帯用住宅】



⑦万田小向
【テラスハウスタイプ】



⑧出縄中谷戸



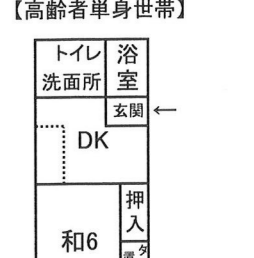
⑨公所谷戸
(1号棟)
【高齢者2人世帯】



⑨公所谷戸
(2号棟)
【高齢者単身世帯】



⑨公所谷戸
(2号棟)
【高齢者単身世帯】



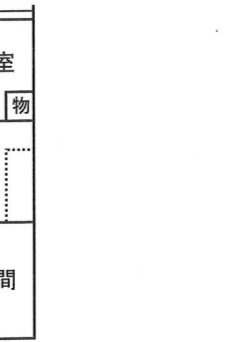
⑩万田貝塚1DK



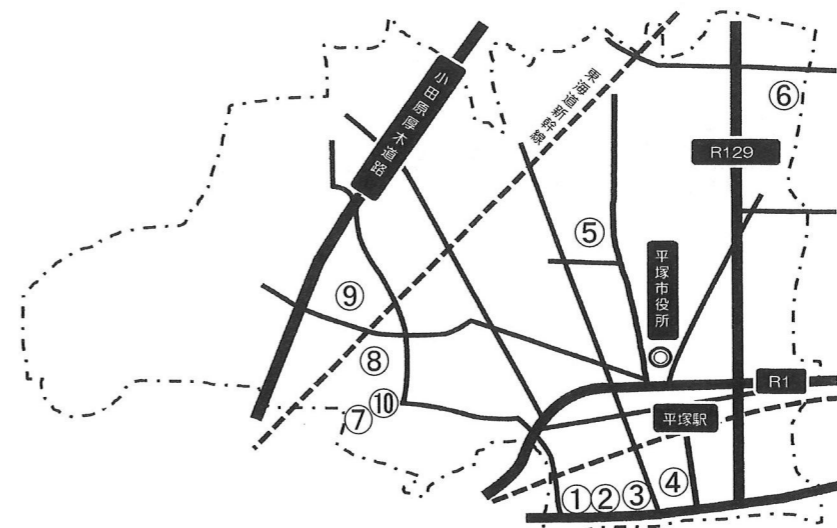
⑩万田貝塚2LDK



⑩万田貝塚3LDK



住宅位置図



- ① 虹ヶ浜住宅
- ② 虹ヶ浜西住宅
- ③ 虹ヶ浜東住宅
- ④ 龍城ヶ丘住宅
- ⑤ 東中原住宅
- ⑥ 田村宮の前住宅
- ⑦ 万田小向住宅
- ⑧ 出縄中谷戸住宅
- ⑨ 公所谷戸住宅
- ⑩ 万田貝塚住宅

■ 市営住宅一覧 ■

	住宅名 (総戸数)	総階数 (備考)	建築 年度	面積 (m ²)	所在地	最寄の バス停留所 (停留所までの徒歩時間)	学区 上段:小学校 下段:中学校	浴槽 風呂釜	駐車場 使用料 (円)
①	虹ヶ浜 (78戸)	4, 5階	S59 ~61	56.2	虹ヶ浜 21	花水公園前 (7分)	なでしこ 浜岳	なし	9,500
②	虹ヶ浜西 (42戸)	3階	H4 ~5	52.0 56.5 57.2	虹ヶ浜 18	浜岳 (7分)	なでしこ 浜岳	なし	9,500
③	虹ヶ浜東 (66戸)	3階	S63 ~H1	60.7	虹ヶ浜 7	浜岳中学校前 (8分)	花水 浜岳	なし (一部あり)	9,500
④	龍城ヶ丘 (186戸)	3, 5階	S52 ~55	51.1	龍城ヶ丘 11 他	花水小学校前 (4分)	花水 浜岳	なし	10,000
⑤	東中原 (466戸)	4, 5階	S46 ~51	37.6 41.0	東中原 2-3 他	住宅前 (2分)	松が丘 大野	なし	7,000
⑥	田村宮の前 (170戸)	5階	S56 ~58	51.1 56.8	田村 7-20	田村十字路 (8分)	神田 神田	なし (一部あり)	6,000
⑦	万田小向 (12戸)	2階 テラスタイプ	H3	58.8	万田 3-34-1	小向 (5分)	勝原 山城	なし	設置なし
⑧	出縄中谷戸 (18戸)	3階	H7	60.2	出縄 437-2	下出縄 (5分)	勝原 山城	あり	5,500
⑨	公所谷戸 (12戸)	2階 (高齢者専用)	H11	33.0 50.9	公所 234 他	公所 (7分)	- -	あり	5,500
⑩	万田貝塚 1DK:単身用 2LDK:2人以上 3LDK:3人以上 (180戸)	5階	H14 ~21	40.6 60.6 70.3	万田 2-20 他	下万田 (7分)	勝原 山城	あり	5,000

- 住宅によっては、浴槽・風呂釜、換気扇、網戸等の設置がありません。設置や退去時の取り外しは入居者負担となります。
- ②虹ヶ浜西住宅、⑥田村宮の前住宅、⑩万田貝塚住宅 には車椅子世帯用住宅があり、申込み場合は一般の申込資格に加えて、申込者または同居者に車椅子を常時使用する方がいる必要があります。
- ③虹ヶ浜東住宅、⑥田村宮の前住宅 には子育て世帯用住宅(入居期限付き)があり、申込み場合は一般の申込資格に加えて申込み時に小学校未就学児と同居し、その子を扶養している必要があります。また、子育て世帯用住宅には浴槽、風呂釜が設置されています。
- ⑨公所谷戸住宅 は高齢者専用住宅のため、一般の申込資格に加えて、年齢や入居者数に制限があります。
- エレベーターが設置されている住宅は、⑩万田貝塚住宅 のみです。
- 住宅内の駐車場が満車の場合や駐車場使用料欄が「設置なし」の住宅では、各自で民間駐車場を確保してください。
- 住宅では犬、猫、鳥などの動物の飼育や餌付け等の行為を禁止しています。
- 共同施設や階段灯等の共有スペースの維持及び管理に要する光熱水費等の経費は入居者負担となり、住宅ごとに入居者間で決められ管理している共益費により賄われています。

■ 収入基準額 (月収額) ■

収入基準額は、世帯の1年間の総所得額を計算し、該当する控除額を全て差し引いた残りの額を12で割った金額です。

市営住宅に入居できる収入基準額は「15万8000円以下」であり、この階層を原則階層と言います。また、高齢者世帯、障がい者世帯、戦傷病者世帯、原爆被爆者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯、海外引揚者世帯及び子育て世帯のいずれかに該当する場合の収入基準額は「21万4000円以下」までに緩和され、この階層を裁量階層と言います。

原則階層・裁量階層の収入基準額を超える場合には、市営住宅への入居の申込みができません。

原則階層 4つの区分(分位)に分かれます				裁量階層 2つの区分(分位)に分かれます	
1分位	2分位	3分位	4分位	5分位	6分位
0円~ 104,000円	104,001円~ 123,000円	123,001円~ 139,000円	139,001円~ 158,000円	158,001円~ 186,000円	186,001円~ 214,000円

■ 令和6年度家賃一覧表 (月額) ■

		原則階層		裁量階層
		最低家賃額	~ 最高家賃額	最高家賃額
①	虹ヶ浜	19,800円	~ 30,400円	40,100円
②	虹ヶ浜西	20,000円	~ 33,200円	43,800円
③	虹ヶ浜東	一般世帯住宅	22,400円 ~ 33,800円	44,600円
	子育て世帯用住宅	23,500円	~ 35,400円	46,700円
④	龍城ヶ丘	16,100円	~ 25,200円	33,300円
⑤	東中原	10,000円	~ 17,400円	23,000円
⑥	田村宮の前	一般世帯住宅	15,100円 ~ 25,800円	34,000円
	子育て世帯用住宅	17,700円	~ 26,400円	34,800円
⑦	万田小向	20,100円	~ 29,900円	39,500円
⑧	出縄中谷戸	22,600円	~ 33,600円	44,300円
⑨	公所谷戸	単身世帯	10,900円 ~ 16,200円	21,400円
	2人用	16,800円	~ 25,000円	33,000円
⑩	万田貝塚	1DK	15,700円 ~ 24,000円	31,700円
	2LDK	23,400円	~ 35,900円	47,300円
	3LDK	27,200円	~ 41,700円	54,900円

■ お問い合わせ先 ■

【平塚市営住宅指定管理者】株式会社 東急コミュニティー 平塚市営住宅サービスセンター
〒254-0042 平塚市明石町7-10 弥生ビル1階
TEL:0463-74-4005 FAX:0463-74-4701